

議 事 録

件 名	第16回（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議
日 時	平成24年10月16日（火）午後6時30分から
場 所	登別市民会館2階 小会議室
会議内容 （質問等）	<p>○会長挨拶</p> <p>会 長： 皆さんお晩でございます。それでは第16回（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議を始めたいと思います。本日は、この条例の方向性ですとか、最後まで残っていた登別らしいものを条文に入れるかどうかという議論なんかも出来るかも知れません。スケジュールがちょっと押していますけれども、前回の会議で2つ位ポイントがありましたので、そここのところを確認した後、第30条から進めて行きたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>○資料の説明と質疑応答</p> <p>会 長： 皆さんの方に、第15回市民会議の議事録が送られていると思います。前回の会議では、景観・自然遺産区域内での行為の届出と、第29条の眺望ゾーンについて相当議論をしましたのでボリュームが出ています。再度、そここのところを確認して行きたいと思いますが、前回の会議で使用した第15回市民会議検討資料はありますか。第25条の行為等の届出の部分に木竹の伐採と謳われていますが、草花はどうかというお話が前回出ましたので、それに関連する資料が事務局から用意されています。</p> <p>事 務 局： 前回の会議で委員の方から、行為の届出の部分で木竹と表現した他の市町村は、草花に対してどのような考えを持っていたのかが分かれば、そういったものも参考になるのではないかという意見がありました。今お配りしました資料には、木竹と記載のある法令の一部を抜粋しており、上段の部分には景観法施行令の第四条、景観計画において条例で届出を要する行為を定めるものとする場合の基準を載せています。この基準は景観計画区域内で届出対象行為を条例で追加する場合の基準となるもので、この中の第1項第2号に木竹の植栽又は伐採とありますが、木竹以外の植物、例えば草花の採取や伐採については規定していないため、北海道の担当の方にその辺のところを問い合わせたところ、木というのは土地に定着しており、つまり植生としてしっかりと根を張っているけれど、草花というのは枯れて無くなってしまう場合もありますので、定着性がないという事で、届出対象行為として位置付けるのは難しいのではないかという事でした。それから資料の中段に、都市緑地法の第14条、特別緑地保全地区における行為の制限を抜粋して載せていますけれども、こういった地区の中で許可を受けなければならない行為として、第1項第3号に木竹の伐採と謳われていますけれども、こういった地区でも草花等の採取は規定していない状況にあります。事務局の方で調べた結果はこういう事になります。以上です。</p>

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： 草花と木竹との違いとして、土地に定着しないという事があるのではないかという説明でした。秋になって枯れて冬になると消えてしまっ、また春に出て来るのでしょけれども。草花は現存する所で年中見えないという事もあります、木や竹はそのような事がないということから、木竹という言葉を使って草花は含まれないという考えであるという事だと思ひます。前回はそうではないという意見も頂いた中で、実際、管理が出来るのだろうかという意見もあったと思ひます。草花にも大切なものはあるのだけれども、特定したり管理するのは難しいのではないかという事だったと思ひます。リーダー会議でも同じようにもう一度議論してみましたが、やはり定着しないという事で、難しいのではないかという見解をしましたけれども、A委員が来られたら、もう一度色々お話が出来るかと思ひます。リーダー会議で私の説明で足りない部分は何かありますか。</p> <p>B 委員： 特にないと思ひます。ただ私個人の感じ方としては、その採る採らないを禁止行為として、条文の中に盛り込むというのは難しいとは思ひますけれども、ここで問題にしているのは行為の届出についてであります。だから木竹の伐採をする時には届けなさいという事ですね。もし植物の採取をしたいと思ひ時にはそこに草花あるという事ですから、これを採取したいと思ひ時には届出なさいという事にはなりませんか。</p> <p>会 長： 草花もやはり届出があつても良いのではないかという事ですね。先程の定着という事に関してはどうでしょうか。</p> <p>B 委員： 禁止行為として草花を採取しては駄目だよとすると、採ったか採らなかったかという証明が難しいのですけれども、行為を届け出る場合には届け出る本人がそこに草花があるから採取したいという事で届け出る訳ですよ。本人がそこにあるのを確認している訳ですから。</p> <p>会 長： 木竹以外の草花だとしても自由に採る訳にはいかないだろう。しかし、その草花を特定出来ないのではないかという問題もあります。</p> <p>C 委員： 保護種が分からないですよ。どれが採ってはいけない物なのか、良い物なのか分からないと、雑草と一緒に刈ってしまひますよね。</p> <p>会 長： その話もちよつと出てしまひましたよね。それが雑草なのか何なのかという話もしましたね。見る人が見れば分かるのですよね。</p> <p>C 委員： 高山植物とかだったら結構分かるのですけれども。</p> <p>会 長： 区域内にある大事な草花がこれだというのは、毎年変化していつてる中で特定出来るのでしょうか。大体そこには咲くのでしょけれども、大きくなつたり小さくなつたりすると思ひます。</p> <p>B 委員： 一年草といえども、翌年も咲きますね。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： 台帳をどのように整理するのかは分からないですけれども、木だと何処に何が何本あるということが分かると思いますが、草花の場合は特定出来ないのではないのでしょうか。</p> <p>B 委員： 問題は自然遺産区域内に、例えば木竹以外の絶滅危惧種があったとしても、それを規制するものが無いという事ですよね、木竹限定という事なので。</p> <p>D 委員： 基本的には、レッドデータというか希少種については、別な所で全部制限しているはずなので、ここの所にレッドデータリストの物を列記する必要はないのかなと思います。それと厳密にいうと竹は草です。私は前回の会議に出ているので分からないのですけれども、木竹という言葉も初めて聞いたので、この辺の文章表現はちょっと整理した方が良いのかも知れないのと、後はどういう場所を特定しているのかは分からないのだけれども、例えば園芸種とかの植栽は草に限らず木も当然ありますし、本来そこに無かったものを別な所から持って来て植えるという行為を禁止するというのは当然必要な話で、どちらかという持って行くより持って来る方が駄目なので、そういう所の制約が必要なのかなと、ちょっと話がずれたかも知れませんが、そのように思いました。</p> <p>会 長： 別な所で制限が出来るという事でしょうか。</p> <p>D 委員： というより、基本的には持って行くという行為は、明記しようがしまいが基本的にはありえない。特別にそういうものの取り締まりが必要であればしっかりと文章表現をして、誰でも分かるようなものが良いと思います。</p> <p>会 長： 先程、高山植物の話が少し出ましたけれども、高山植物に限って、採取してはいけないとした方が良いでしょうか。</p> <p>D 委員： 高山植物という名称そのものが曖昧なので、そういう表現ではなくて、もっと大雑把に言えば持って行っては駄目だよ、というような表現で全然かまわないと思います。それが希少種だろうが無かろうが。また、先程お話しにも出ましたが、雑草という概念も基本的には難しいと思います。それぞれ名前も付いていますし分類的には雑草は一本も無いと思います。だからそのような曖昧さは、やはり出さない方が良いでしょう。仮に雑草は良いですよと言ってしまうと、どれが雑草かという話になってしまうと思うのです。お家で畑や庭を持っている人は、綺麗な花が咲く物でも雑草という人もいるだろうし、様々だと思うのです。だから雑草という概念は、文学的表現としてはあるのかも知れませんが、実際にはそういう名前の物は無いと思います。だから整理をするならきちんと整理した方が良いでしょう。先程の届出の件ですが、草花は定着しないとのことでしたが、そんな事はなくて定着している物もあります。そうすると定着したものというか、そこで毎年更新している物については採ったら駄目で、一年毎に種が増えていくような物は採っても良いという表現だとおかしいと思います。だから、どのような木であれ草であれ、みんな駄目ですよというのが一番分かりやすいと思います。あれが良くてこれが駄目というよりは、もう一つは外から持って来て植えるという行為をどうするか、例えばチ</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>チューリップを持ってきて、綺麗だからといって植える人だっていると思います。それはもちろん駄目だと思います。</p> <p>会 長： 鷺別岬のチューリップの話もありましたね。</p> <p>D 委員： 誰しものが人間だから綺麗に飾りたいという気持ちを持っているのは当然で、それは否定しないのだけれども、自然を見せたいという場所であればそのような行為はありえないと思います。そうではなくて花畑として綺麗に飾っても良い場所ならば、それは問題無いと思います。</p> <p>会 長： それではどういう表現をすれば良いのでしょうか。あと、その区域内で草刈りも出来ないという感じになるのでしょうか。</p> <p>D 委員： その表現がすごく難しいと思うのです。だから許可が必要という形を取るのであれば、例えば草刈りというのは可能ですよね。これは残して下さい、これは残さないで下さいと、草刈りをする人とその管理側との話し合いなので出来ると思うのです。だから一定程度の整備についての文言はどこかで必要になってくるかも知れません。だからその時には切らなければならない木もあるかも知れないのです。例えば何かを優先する時に自然林を増やして行くという考え方であれば、それは何も手を入れない方が良いだろうし、だけど景観的にここを整備したら綺麗に見えるので、市民の皆さんがこのようにして欲しいという事になれば、もしかしたら手入れも必要かも知れない。多分この説明はされていると思うのですけれども、それはどういう場所を特定しているのかということにも関係して来ると思うのです。だから、のべつ幕なしというか、どこでもここでも一つの形にはめられるかどうかという問題もきっとあると思うのです。もし条例を優先するのであれば全部一緒にしてしまっ、実際にそこで障害が出た時にそれぞれの判断というものが出てくるのかも知れませんが、決め方は色々あると思うのです。例えば、鷺別岬のここについては手を付けないとか、ここについては手を入れて良いとかと決めるのか、それとも全部手入れはしないと決めておいて、権限者の市ないし管理側の許可を得ればその限りではないという文章で表現するのか、色々やり方はあると思うのです。</p> <p>会 長： 第4項に、第1号から第3号の規定は、通常管理行為、軽易な行為、その他の行為で規則で定めるものについては適用しないとありますので、この部分に該当しているかと思いますが、ですから問題は、木竹だけでなく、草木を特定出来るのかという事なのかと思うのです。一年草のように自然に消えてしまうものもあるかも知れません。その中で景観自然区域内にはこんな植物があります、大雑把にここにはこのようなものがあります、というようにするのか、それとも定義の中に入れるのが良いのでしょうか。</p> <p>D 委員： そもそも草とか木のように既に決まっている定義もあるのです。そのようなイメージで条文を決めていくのか、大ざっぱに植物とかとして一切駄目とするのか。条例を利用する立場で考えたら、ややこしい事を書いても、ただ分かりづらいためなので、簡単に全部駄目とかにするのはどうでしょうか。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>事務局： 方法の一つとしては、おっしゃるように木竹を植物という表現にして、植物を伐採したりあるいは植栽するのを届出行為とした場合、この条例案では他の条項で、景観自然遺産を保全育成するための実施計画を策定することになっておりますし、それぞれの区域でそれぞれの特徴がありますので、その計画の中で、ここには大事な植物や特徴的な植物があるのでそれを保全して行きましょうという事にしておけば、届出があった場合にはそれが判断基準になるのかなと思います。そういった整理の方法もあるのかなと思います。</p> <p>D 委員： 多分そんな感じになるのではないかと思います。一応全部駄目として今言ったような取り扱い方をするのが分かりやすいと思います。何から何まで届けるという事で良いと思うのです。大事な物があって、それを守るためにやるのだから全部駄目で良いと思います。もちろん勝手に何でも出来る訳ではないのですから。全て届けるというのは簡単で分かりやすいので私は良いと思います。今言った細かいものはまた別な所であるので。要するにこれは貴重ですというものは、日本の中でもあるし、登別の中にもあるし、ある地域にあるものもあります。例えばシラネアオイなんかはどこにでもあるのですけれども、ここは大事にしたいと思っている人もいます。シラネアオイに限らずそういう場所は沢山ありますので、ここはこのように守りましょうというのを別なもので押さえられたら良いと思います。</p> <p>C 委員： 登別市の保護種というか希少植物みたいな物はあるのでしょうか。本当に極端な話をすると、どこにでもある松にしても、明治天皇が植えたので希少だというような物もあるかも知れません。</p> <p>B 委員： 保護種という表現ではないですけども、登別市の希少な動植物ということで、きちっとホームページで公開していますね。</p> <p>C 委員： そういうのがあるのですね。例えば何もかも規制すると、あるかどうかは分かりませんが、害になる物まで刈り取れないような事になってしまっはよくないと思います。</p> <p>E 委員： 前日も話していた残すべき物は何かという事がどうしても分からないでいて、今、D委員がおっしゃたように残すべき物といっても雑草だって残すべき物となるかも知れないという事を考えると、この内容は基本的には木竹も草花も手続きが必要だという事にして、そして本当に残すべき物は何かという事、例えば絶滅危惧種なり在来種で守りたい物を明示して、それを参考に認めるというような手続きにする、そういう流れは大変良く理解出来てよろしいのではないかと思います。</p> <p>会長： それでは、木竹・草花の植栽や伐採という事にして、草花も含めて植えるのも採るのも駄目だということにすれば良いでしょうか。</p> <p>D 委員： 採るのがいけないという表現が良いのか悪いのか分からないのですけれども、いずれにしても人の手は加えませんという表現になると思うのです。だけ</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>ど場所によっては手を加える所もあると思うのです。加えた方が良い、加えるべきだという、今全く手を付けていないけれどここはやるべきだという場所もあると思います。そういうところが許可制になるとすれば、問題は起きないのかなと思います。例えば幌別川のヨシワラみたいな所がありますよね。あそこは野鳥とかが沢山来るのですよね。通常ヨシなんかは皆さんからすると雑草の部類です。川の中なので通常は刈るのは駄目だけど、仮に雑草か雑草でないかの判断で切って良いか切って悪いかという話になると、それは駄目ですよ。ここは野鳥とか動物が使っているのだから大事にしましょうという事に当然なるし、例えば土木目線で考えた場合、ここは川の流れが悪いから全部切ってしまいますとなった時に、たぶんA委員は駄目と言うと思うのです。綺麗な流れにはなると思うのだけれど、そこに作られていた生態系全部が壊れるとなればこれは重大な問題になるので、それは駄目ですと反対も出て来ると思います。だから一応許可制の方が絶対に分かりやすいと私は思います。</p> <p>会 長： 草花も大事にしようということですか。</p> <p>D 委員： 役所の関係者も勝手には出来ないという事です。</p> <p>事務局： どこまでを通常の管理行為とするのが難しい問題ではありますが。</p> <p>D 委員： 本来ならば市民の皆さんに公開をして、ここはこのような工事をするので、このような形になります。例えば、今まであった生態系を守りつつ、市民を災害から守る為にこのような工事をします、という説明がどうしても必要になってくると思いますので、たとえ災害関連だからといっても調査をせずに勝手にやるという事は無くなると思います。</p> <p>会 長： 皆さんどうでしょうか。</p> <p>A 委員： 私は植物で良いと思います。全部が含まれる訳ですから。それと伐採だけではなく、やはり綺麗だから植えるという行為についても記載した方が良いと思います。</p> <p>会 長： 伐採と植栽という行為に対して届出なければならない。その種類に関しては別なところで定めるということでしょうか。</p> <p>D 委員： すでに法律等で決まっている物もありますし、それから登別市として決めて行かないとならない部分も出てくると思うのです。B委員やA委員もそうですが、色んなことをやっている人達は、これを守って欲しいと思っている物も沢山あると思います。そういった物をきちんと役所の方で決めてもらえれば、そこで縛られる事になるので良いと思います。この条例は基本的には許可制にしておいて、それらの決まりと見比べれば判断をしてもらえるとと思います。</p> <p>会 長： 全ての植物の伐採・植栽としておくことで良いでしょうか。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>D 委員： 植物等として広げておけば、何かあった時には対応出来るのではないのでしょうか。</p> <p>事務局： 等はすごく曖昧ですよ。</p> <p>F 委員： 場所によっては小川が流れていてザリガニがいるとか、そういう所もあるかもしれないですよ。ただここでは、動物とかそういう事は書いてないですよ。植物等の中にはそういった物も含むという事でしょうか。</p> <p>D 委員： 極端にいうと石なんですよ。ここらにあるのは大した事がないのですが、綺麗な石が沢山出ている所はどうかと思ったところです。国立公園内であれば一木一草一石の移動、もちろん持ち去りも駄目ですけども、それ以外の所は規制がないのです。植物で構わないのだけれども、そういう含みもあっても良いのかなと私は思います。</p> <p>会 長： 第5号に土石類の採取とありますよ。採取だから移動も駄目だと思います。</p> <p>F 委員： 持って来るのも駄目ですよ。何か建物が出来てレジャーか何かで皆さんが集まるような場所だから、まず花壇を作って綺麗な花を植えるとかという事は駄目ですよ。また花壇の周りにその土地に無いような石を持って来て飾り立てたりする事も駄目という事ですか。</p> <p>D 委員： 許可制ですから、必要とあればその可能性もあるという事なので、ここも幅広くて良いのかな。</p> <p>F 委員： 採取だけではなく、搬入という言葉も必要なのかと思っただけです。</p> <p>B 委員： 植物・動物となると、菌類はどうかという問題もあると思います。</p> <p>会 長： 動物が勝手に移動する分には良いのでしょうか。花も種が飛んで行く訳ですから、それを制限出来るのでしょうか。</p> <p>D 委員： 結局場所によって色々制約の中身は変わると思うので、可能であるのならば、別に決めれば良いと思います。ここはこういう場所ですといったように決められれば一番良いのです。例えば鷺別岬ですが、海の方は手を付けないけど、ここは花壇を作っても良いですよ、という場所を決めれば別に良いと思います。そういう事がこの景観緑化条例で可能かどうか、あるいは別に決めるのかだと思います。</p> <p>会 長： どうしてもした方が良いという事になれば、そういう決め方もあるかも知れませんね。</p> <p>D 委員： シバザクラなんかを植えている所は綺麗ななので、観光客が沢山集まる訳ですから、将来的に登別市にそのような所が出来ないとは限らないですよ。色々</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>な意見があるのだろうけど、例えば、ここの斜面をそのようにしたいとなった時に、手入れをしても良いという場所を決められるかどうかですね。今植えるとかという問題ではないですけれども。そういう自然の場所に花畑があるといった事も既に実際問題としてあります。今、遺産区域に該当するような場所はないのですよね。</p> <p>A 委員： まだ具体的に名前は挙がっていません。</p> <p>会 長： これから決まり等を作りましょうという事です。</p> <p>A 委員： 私は今回の自然遺産区域内とかは、要するに希少な物も勿論含まれるのですが、例えば先程のヨシなんかは希少でも何でもありませんし普通の草花であって、雑草と言われるものばかりなのですけれども、川みたいに連続した所では、それが色々な動物達とか植物達の命を育む場所、緑の回廊なのです。ですから私はもし景観とか自然遺産とかに場所を選定する時には、何の変哲もない普通の川も候補の中に挙げて欲しいなと思うし、きちんと明文化してもらえれば、ここに書いてあるじゃないですかという事で、きちんと対応出来るのではないかなと思っています。</p> <p>会 長： 私たちも先程雑草というものが分からないですとか、まだまだ基本的な部分で理解されていない事があって、これが皆さんに理解されるようになると、ここら辺の考え方とかも変わるのでしょうね。景観自然遺産という事の決まりを条例で作りましょうという事なので、そういうのがスタートになるのではないのでしょうか。</p> <p>D 委員： 幌別川にしてもどの川にしても大事な物だと思います。しかし凶器にもなる訳ですよ、自然というのは。上手く共存するという事がやはりポイントだと思うのです。これは人の命に関わる事だから全部綺麗にして水が流れやすくすれば、そっちの方の被害は多分無くなると思うのですが、そういった中で、どのようにしたら我々のゆとりある生活を営めるような川の流れに出来るかという事を、やはりみんなで話をしないといけないと思うのです。みんなでというのは、役所とそこを守っている人達だけではなく、もっとみんなで、どうしたら良いのだろうという話をした方が良いと思うのです。今回のこの景観緑化条例が出来るときに、それを盛り込むという事ではなく、そういう事が起こらないような条文をどこかに入れておいた方が良いと思うのです。やはり市役所の担当の皆さんだけではなく、市民と色々話を出来るチャンスを常に持っていないと駄目だと思います。これはものすごく大変なのだろうと思いますけれど、やるべき事だと思うのですよ。ここはこのようにする、たかだか草刈りだとしても、ここの草刈りはこういう意味で大事であるというような説明会のようなものも必要なかなと思います。そんな事と思う人がいるかも知れませんが、今の時代だからこそ、そういう事がすごく大事な事になって来ていると思うのです。細かい話ではなくても良いので、せめてそのような事がこの条文に出て来れば、すごく良いかなというようには思います。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： 貴重なご意見を頂きました。私もこういう事に参加して、在来種外来種の問題を始めとし、色んな話を耳にするようになって、ようやくそういう認識が少し出てきています。この条例が出来て皆さんに浸透すれば、より良い素晴らしいまちを作れると思います。そういう意味で色々な方面の方が入って頂いて進めているので、幅広いご意見を色々な方面から頂き、素晴らしい条例にしたいと思っています。それでは第4章第25条の部分は植物の伐採と植栽という事を入れるという事でよろしいでしょうか。土石類の採取とありますけれども、これも取るだけではなく、入れたりするのも良くないという事だと思います。それでは第29条、眺望ゾーンでの行為という事ですけれど、前回の会議で何度もゾーンについての議論をし、私の方からもこうではないかという事で提案したんですけれども、皆さんもそれぞれ認識が異なっているのではないかという事で、もう一度そここのところを確認したいと思います。皆さん資料はありますか。赤字や青字で書いてある5ページの第29条、眺望ゾーンでの行為という事で、自然景観遺産を眺望する眺望ポイントから眺望に影響を与える区域（以下、「眺望ゾーン」という。）内において規則で定める行為等を行う者は、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない、となっております。この眺望ゾーンは、眺望するポイントという事で場所の事を言っているのか、そこから見える範囲を言っているのか、周辺を言っているのか、色々皆さん捉え方が違うのではないかという事で、もう一度この言葉の部分を確認したいと思います。参考となる資料が用意されておりますので、この資料を基に進めたいと思います。最初の図面ですが、丸い点が眺望ポイントで、三角の範囲が眺望ゾーンというか見える範囲です。次のページに写真を付けていますが、その見える範囲を写したものであり、大湯沼や日和山が写っています。左下の写真は、今の写真を写したポイントというか、眺望ポイント周辺の写真です。下の真ん中の写真に写っているこの看板はなんでしょうか。ここにあったものですか。</p> <p>事 務 局： そうです。日和山の説明がされている看板です。</p> <p>会 長： 右下の写真は。</p> <p>事 務 局： 最初の写真を見ていただきたいのですが、奥の方の山の上に鉄塔みたいな物が写っているのが分かりますでしょうか。見る人によっては、この景色にそぐわないと感じる人もいるのではないかと思いますので、山の上をアップにしたものです。</p> <p>会 長： 3枚目の図面は、1枚目と同様に眺望ポイントと眺望ゾーンを表した図面です。富浦墓地の所からの海岸線の眺望が素晴らしいのでゾーンを設定するとした場合、幌別までというか限りなく奥まで続いていますので、どこまでをゾーンとするのでしょうか。4枚目が実際の写真ですね。左下の写真は看板が良くないのでしょうか。</p> <p>事 務 局： 一該には言えませんが、眺望ポイントの周辺にあった看板です。</p> <p>会 長： その横の写真は、上の写真を一定方向だけに絞った写真です。この前の話だ</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>と、見える所全てという話もあったり、どこからどこまでと規定しないと、どこまでが良くてどこまでが悪いという話になるのではないかという事でしたので、額縁をイメージして撮影したものです。</p> <p>D 委員： 要するに何をを見せて何を感じて欲しいかという事ですよ。一番分かりやすいのはカムイヌプリが映っている写真で、町からこの山が見えるというところの町の写真も写っているのですけれども、これも皆さんの話の中で出たと思うのですけれども、看板の設置とか、それに伴った建設物とか電線とか電柱とか今そのまま付いていますけれど、こういう所に新たに規制は当然設けられると思います。というのはカムイヌプリをこういう風に見せたいというイメージがある訳だから、そうするとそこに大きな建物を建てたら、今少なくともこの写真を撮った場所の向こうに2階建て程度でも良いけれども建物が建ってしまったら多分ここは見えなくなると思うのですよ、カムイヌプリそのものは。だから何を見せたいかで、その手前も奥も右も左も。どこからどこまでというかその眺望を景観緑化の条例を作るに当たって何を見せたいかという話を最初の頃にしたと思うのですけれども、どこが良いあそこが良いという話をしたと思うのですけれども。見えるもの見せたいものをはっきりさせることが大事で、それに関わるものには色んな規制が出て来ると思います。B委員が言っていた、富浦はそんなに広いエリアではなくて現場そのものだと思います。そういう印象なのだけれどもね。行った事はないのですけれども。その周りというよりは現場そのものだと思います。そこから見える所の範囲にはならないと思う。その場所だと思うのですよね。眺望というか眺める所だとすれば、何を見せたいのかという事ははっきりしているのならば、多分それに関わるもの全てに規制がかかりますね。カムイヌプリだけちゃんとやっていたら良いのではないかと。いった時に、この建物はこうだから、そこに建設させるかどうかというのは色んな区切りがあるのだろうけれども、良いがどうかもわからないのだけれども。全てが駄目という事にはもちろんならないのだろうけれど。そういう規制はかかる。今例で言ったカムイヌプリの写真を撮った所の眺めがとても良いからぜひここは眺望する場所としてポイントとして決めたいとなったら、ここからカムイヌプリの間に入る色んな人工物については色んな制約・規制が入りますという意味だと私は捉えています。そういう事ではないのでしょうか。</p> <p>F 委員： そういう意味では指定したこの位置からの景観というのがポイントで、そこから見える見せたいものまでの間がゾーンという事ですか。</p> <p>会 長： 例えばこの写真があるので、この枠の中に該当するというか、見えているものを阻害するものでしょうか。目線の高さとかもあるでしょうし。</p> <p>D 委員： これを判断する人は当然必要になって来ると思います。もちろん個人的な視野でいう人もいるだろうけれども、それはそれで仕方ないと思います。これはやはり役所の条例であり規制だから、こういう規制がこの場所にはかかっています。ではここはどうですか、例えばほんのちょっと建物を建てるとした時に、ほんのちょっとしかかかかっていないのですがこれはどうでしょうかとなった時、それはその現場なり担当の方の判断で、その時に市民に相談した方が良</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>いというようになれば市民に相談しなければならないし、相談しないで市の判断で出来る内容であれば市でやるだろうし、だからあまり決める必要はないような気がします。定義は同じだけれども、今言われたゾーンはこう、今の額縁の話ではないけれども見える範囲この辺がゾーンですよとなると思います。この条文に書いてあるとおりでよろしいのではないのでしょうか。</p> <p>会 長： 写真か何かがあって、見える範囲を設定するのでしょうか。</p> <p>D 委員： もし地域で決めるとすれば、何丁目何番地といった区域を決めなければならないのではないのでしょうか。このカムイヌプリの例でいうとね。たった今頂いた写真のこれ以外は大丈夫ですというのであれば決められるけれど、例えばここからちょっとでもずれていたらどうなのか、ちょっとでも入っていたらどうなのかという話になるから、かなり曖昧な話になると思います。そもそもゾーンというものは曖昧だと思うので、曖昧にしておいて良いと思います。決められないと思います。</p> <p>会 長： ポイントということで、その見ている所とその周りという事でよろしいですかと、私は何回か確認したのですが、違うという事でしたので。</p> <p>D 委員： 眺望というからには見えるというか見る所だから、そこで邪魔ものがあつたら眺望も何も効かない訳だから、そこには規制はかかりますよね。</p> <p>A 委員： 前回の会議では色々な意見が出ましたが、最終的には、眺望に影響の与える区域、これが眺望ゾーンだよねという話にはなりませんでしたが。</p> <p>会 長： 私が間違っていたのかも知れないのですが、中々区切れないですよという事から、そこのポイント、立っている所とその周辺という事で確認したつもりなのですが、私自身も分かっていたかも知れないのですが、それが実際この条例の中にざっくりした部分を載せられるのかこれから役所が規制するに当たってどうすれば良いかなど。</p> <p>D 委員： 少なくとも周囲ではないですね。見せたいものがはっきりしているのですから。後ろもというと登別市全部になってしまうじゃないですか。そうはいかないでしょう。見せたい物が何かというのが明確にあるのであれば、どの場所から見せたいという事が当然分かる訳だから、そうするともう答えは決まっていると思います。</p> <p>A 委員： 例えば、この資料の中にカムイヌプリの写真が何点かありますが、上の方のワイドな写真は、殆ど人工物しか写っておらず、物凄く小さくカムイヌプリが写っています。私は富士町で生まれたので、自分の生まれた所から見るカムイヌプリが個人的には一番好きです。今、富士町の郵便局がある所から真正面に見る、カムイヌプリが一番秀麗になると思います。その近辺は住宅地ですから、4階とか5階建ての建物がありません。もし、私の独断と偏見でカムイヌプリの眺望ポイントを設定するならば、富士町の郵便局周辺から見えるカムイヌプ</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>リを眺望ポイントにしたいと思います。カムイヌプリを望める眺望ポイントは他にも色々な所があり、岡志別周辺等、何箇所もあるのですが、その中でも眺望の一番綺麗な所はここだと思っています。そうすると、一番綺麗なポイントだから、その周辺に例えば5階建て以上の建物は建てられません等の規制が出来るのではないかと思います。</p> <p>会長： ポイントから見るゾーン・区域という事で、行為に対して規制出来るのではないかという事ですね。このような言葉の表現でどうでしょうか。</p> <p>B 委員： 前回の会議でも頭が痛くなったので、あまりこの事には触れたくないのですが、眺望ゾーンの説明を2点位して、私もどうなっているのか分からず頭が混乱してしまったのですが、そもそも私が額縁という表現を使い始めたのですが、例えば一つ一つの景観遺産について額縁を設けて、この範囲ですという事を提案し、この範囲の中に入るものは全て届出の対象となります。そうした時に、まずは決める段階で皆さんの合意が必要だと思います。ある人はもっと広い方が良いとか、角度を変えた方が良い等、かなり問題が出て来る部分だとは思いますが、合意を得て額縁を決めたと思います。それで届出をする時に、何が問題かという、カムイヌプリ位の額縁の小ささだったらそれも出来るかもしれませんが、しかし、富浦から眺める景観というのは太平洋沿いの地域のほとんどで、全市的に入ってしまう話だと思います。町全体が入るような話だと思いますし、今ある高い建物の裏に隠れているから良いだろうという話にもなると思います。だから広いエリアになった時の届出行為というのは、物凄く増えてしまうのではないかなと思いました。</p> <p>E 委員： 先程、D委員のおっしゃった何を見せたいのか、というのがポイントのような気がして、例えば今の富浦の景色で言えば、海岸線を見たいのであれば線路から右側の立ち並んだ工場群を含めた部分はそれ程気にならないかもしれないし、山を見たい、カムイヌプリを見たいのであれば、立ち位置の問題なのですが、ポイントが決まって、これを見せたいという事の関係が明確になれば、それ以上の事はあまり触れない方が良いのではないかと思います。やはり目的というか、この景観だというのがはっきりとしている事が必要なのだろうと思います。</p> <p>D 委員： 例えば、この海のところを見せたいという事でここがポイントだとしたら、ここに3階建て・4階建ての建物を建てても、別にそれは問題ないと思います。ただ、先程、話されたカムイヌプリの場合だと、眺望ポイントの真ん前に3階建て・4階建ての建物が建ってしまうと、眺望ポイントとなくなってしまうので、それについては規制した方が良いと思うのですが、遠くを眺めた時にこの町全体を規制してしまうような形は絶対取るべきではないと思います。住民の皆さんも当然反対すると思うし、何も建てる予定のない方も何を言っているのだ、という話になると思うので、それは絶対に避けなければならない事だと思います。ここはとても景観の良いところですので、例えば東京みたいなビルがいっぱい建つというのは考えづらいので、現状の中では良いのかなと思います。やはり見せたいところを逆に言うと現存する建物を下げて見せたいと</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>思っているのでしょうかから、これから新しく建つものについてA委員がおっしゃったように、私はここが一番だと思うところがあって、みんなが良いと思えばそこにして、今たまたま2階建て程度の建物しかないところであれば、これから4階・5階建ての建物が建ってカムイヌブリが見えなくなる時には、許可を得なければならないという形にするのが良いと思います。言うなれば、眺望というのは動くものだと思うのです。先程の災害のお話じゃないけれど、人の生活が一番だという観点から言うと、どうにもならないような建物を建てるのだったら別だけど、人が住むものでそこが人の生活に必要なものであれば、眺望ポイントをずらせば良い話だと思うし、何を見せたいかという事を現段階で特定し、又、眺望する登別の良い所を見せたいというのが決まっているのであれば、見る側が移って行く位の度量があっても良いのではないかと思います。そもそも規制する事が目的ではないので、やっぱり良いところを見て欲しい、そして登別をもっとよく知って欲しい、というのが目的・目標なのだから、規制をかける事が目的となると上手くないと思うので、表現も出来れば緩やかになれば一番良いのではないかと思います。</p> <p>B 委員： 4ページの富浦の景観がありますね。例えば2番目の写真ですが、この額縁に入った景観のゾーンの中で規制行為・届出行為をどうするかです。</p> <p>D 委員： 私はここには規制は必要ないと思います。太平洋と空の境目が見えて、この小さな漁村が見られれば、問題ないと思います。</p> <p>会 長： 例えばプロ野球チームを誘致しようとなった時、登別ドームを建設するというお話が出たとします。</p> <p>D 委員： まあ、あり得る事ですね。</p> <p>会 長： 届出ですから、皆さんと協議して、生活に必要なだとか、色は景観に配慮しましょう等の話合いをして、急にお話が進む事のないようにして、皆さんとのお話の中でここにふさわしいものとなって頂きたい、と言うような動きをお互いに歩んで行く、そういうための決まりを作りたいというのもあります。</p> <p>A 委員： この写真は松浦武四郎が褒めた景観ですね。</p> <p>会 長： この海岸線がそうですね。</p> <p>B 委員： リーダー会議の景観というのは、この富浦の写真でいえば、立っているすぐ前辺りに何かを作る、そういった事に対しては、これは届出が必要ですよという提案なのです。要するに、この目前や周辺に何かを建てて遮る場合です。</p> <p>A 委員： 例えば宣伝看板等ですよ。</p> <p>B 委員： 自分が立っている周辺を遮りますよね。</p> <p>会 長： 以前、A委員より、どこかに行って景色を眺めた時にトイレか何か建物があ</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>って、それが不釣り合いと言うか邪魔であったというお話がありました。そういうようなものは制限出来ないのか、エリアというのをゾーンと言うと、眺望ゾーンを決められないのではないかと、目の高さにもよるし、先程言われた額縁の大きさも違うし、ただ先程、D委員が言われたように、見せたいものがあったら、それがこうだと言ったら、それはそれで良いのかと思います。</p> <p>D 委員： 先程、B委員が言われたように、真ん前に大きな看板が立ったらその景観が隠れてしまうので、それは当然規制の範囲になるでしょう。ただ、街並みとか町については別に規制はないと思います。ですから先程、B委員が言われたように、こちら辺は当然規制がかかるけど、それは駄目だという事ではなくて、それなりの許可が必要だという事だと思います。</p> <p>事務局： ここで問題なのは、まず一つが第29条の「自然・景観遺産を眺望する眺望ポイントから」というのを、自然・景観遺産に関らず良い景観はあるであろうという事で、この部分は削除しようというお話が出てました。それは皆さん了解していると思うのですが、もう一つが今問題となっているゾーンの設定、眺望ポイントから見るゾーンの設定をどうしたら良いのかという事で、今、D委員からお話があったのですが、富浦のお墓のところから見た景色、これはゾーンがとても広い範囲で、この第29条をそのまま適用し、この広い範囲を全部ゾーンとして捉えると、この見える範囲で何らかの建築工事をする場合には、全て届出が必要ではないか、それとそのゾーンの設定というのが難しいように思えます。</p> <p>D 委員： だから、例えば広範囲にわたるようなゾーンがあった場合に、全部なら大変であろうというお話ですよ。</p> <p>事務局： そうですね。</p> <p>D 委員： でもそれを決めなかったら、これは意味がないです。規制というのは駄目だという意味ではないので、一応届けてもらうという事だと思いますので、その判断は然るべきところでやってもらうのでしょうか。今、言われたとおりに見どころはここです、と言っているのだから、その範囲で視界を妨げるものについては、という意味になると思います。それはどうかと言うなら、この条文は外した方が良いでしょう。そうしないと結局は全部が届出しなければならない事になりますから。じゃあ百歩譲ってそうするとして、どうするというお話ですよ。ここは、どの場所から見るようにするということになりますよね。例えば、これより高い高台で多少の建物が建っても大丈夫なようにするのか、この写真で見る限りは見ているポイントは道路ですよ。だから、ここに建築物が建つかどうかはちょっと分からないですけど、多分その場所一つ一つについてここはここまでと決めるという、すごく難しいというか逆にそれが規制になりますね。</p> <p>事務局： 非常に難しいと思います。富浦からの眺望ゾーンを図面に表示したのがありますので3枚目を見ていただきたいのですが、この三角で着色している部分</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>が見える範囲だとしたら、ずっと遠くの方の建物まで届出しなければならない事になります。</p> <p>D 委員： だから先程も言いましたけども、遠くという事でなくて、この大まかな眺望が妨げられなければ、それは良いのではないかと私は思います。町全部なんてとてもじゃないけれど無理ですよ。</p> <p>事務局： どこまでを届出の対象の区域・範囲にしなければならないのかという事ですね。</p> <p>D 委員： だから先程、B委員が言われたように、目の前に建物を建てられたら、これが全部見えなくなるのではないのかというのは、当然規制の対象になるのではないかと思います。</p> <p>A 委員： B委員が言われたのは、要するに眺望ポイントを妨げるものについてですよ。</p> <p>B 委員： そうではなくて、眺望ポイントの周りに関する届出行為についてです。</p> <p>A 委員： ゾーンではないですよ。眺望ポイント周辺ですよ。</p> <p>B 委員： そうですね。リーダー会議の提案はそういう内容です。要するに、目線に近いところですから、その前に建つと見えないという事です。</p> <p>D 委員： いずれにしても、色々な方法はあると思います。だから、まず決めるべき事は、ゾーンという形が私は良いと思いますけど、ここではここを見るために良いポイントですという事を決めるわけですから、そうするとここで妨げになるものについては一応、許可制なり規制が掛かりますという事で全然問題ないと思います。こういう条例の条文ですからカチカチになるとは思いますけど、でも他に見る場所はないかと考えれば良いのではないかと思います。ここにこういう建物をどうしても建てなければならなくなったという時に、眺望ポイントをもっと別の場所はないか等、ちょっとせり出して見られるように何か出来ないかとか、考えれば良い事だと思います。先程も言いましたけど、景観・緑化に限らずどの条文も規制する事を目的にするのではなくて、登別市の市民の皆さんがいかにかこの街を楽しく盛り上げて行って、活性化するかという事がそもそもの目的だと思います。だから、それに関わる問題が起きた時は規制してそれは駄目だという事になるかと思いますが、見る場所を変えれば良い等、考えればそんなに大きな問題は起きないように思えます。個別に言えば多分一つ一つあると思いますが、あまりにもカチカチに決めたら、こういうのは無理だと思います。</p> <p>B 委員： きちんと決められるところとそうでないところがありますよね。これは届出行為だから、眺望ゾーンというのを設定したら、どこからからどこまでが眺望ゾーンになるという事をしっかり決めないと、届出のしようがないと思いま</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>す。この眺望ゾーンもそうなのですが、実は景観・自然遺産区域内での行為で、自然遺産の区域内というのはある程度、面積で分かるけれども、では景観遺産区域内というのほどこなのだという、そこもしっかり規定しないと届出しようがないという事になりますね。D委員がおっしゃるように、緩い部分とそれとは逆にしっかり決めないと市民が動けないというような、両方あると思います。</p> <p>D 委員： 富浦のこの景色は結構特殊だと思いますけど、風景ですよ。全て風景ですけども、例えば鷺別の海岸線ですが、ここはこういう規制をしますとはっきり出来ると思います。この区域はどこから見るわけでもなく、例えば植物とか崖の形を見るわけだから、別に何の問題もないと思います。でも、富浦だとかカムイヌプリはゾーンというかエリアがかなりはっきり出て来ると思います。例えば、空間的なものもあるから、左右もあれば上下もあると思います。こうやって上を見れば良い等というふうには決める事は出来ないですよ。例えば、カムイヌプリは高い山だから、視線はそこでなくてここだから、このポイントからこっちを見るのです、というようなやり方はしないと思います。普通に見ますよね。それこそ、実際問題、額縁を持ってやるわけではないですからね。だから、その辺の融通性というのが私は必要だと思います。見るべき場所から見るべき対象物に対して、視野を損なうものに対して規制を行う事で充分だと思います。それ以上は何もいらんと思います。目の前のものも町の中のものも含まれますし、市役所の方の判断になるかと思います。例えば富浦の町の中に水平線に少しかかる建物が建ったとして、海に近ければ近いほどそれが低い建物でも規制となる場合は、市役所の判断で大丈夫だと思います。それを一つ一つ線を引いたように決めるというのはとても難しいし、出来ないと思います。</p> <p>B 委員： 個々の市民の判断ですね。ある人は届出をするし、別の人は届出をしないだろうし。</p> <p>D 委員： 勿論そういった部分もあると思います。それで、後から見たら屋根が飛び出ていたとかというような事が実際問題としてあると思います。</p> <p>E 委員： 眺望ポイントが明確になるという事は皆さん理解している事なので、ここから見るこの景色という事は明らかなのですけど、前回も話したように範囲を限定する事は無理なのです。ただこの条文がある事で、届出しなければならないので邪魔になっていないかどうかという事を、必ず届出に基づいて担当者や市民会議等の色んな形で検証すると思うのです。だから、残しておく事で抑止力にはなると思うのです。勝手に行っては駄目だという意識になると思います。だから、ポイントでこの景色という事だけがはっきりしていれば、届出があるので確認なり検討なりという事が必ず行われるとすれば、逆にあまりカチカチに決められないものを無理に決めると、動けなくなるような気がして抑止力の効果を狙うための条文として、曖昧ですけど最初のままでよろしいのではないかなという感じがしました。ポイントもゾーンもそのまま言葉を残して。</p> <p>会 長： 届出るので、それに対してこちら側も気遣いするという事ですか。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>E 委員：ここにこういうものを建てたいという申出があって、それだったらここから見えなくなりますよね、という事が現実的なのだと思うのです。</p> <p>会 長：そういう事だったら建てる方も気遣いして、こちらにしましょうかとか景観に合ったものにしましょう等という行動になるという事ですね。</p> <p>D 委員：普通の民家をここのカムイヌプリの視野の中に建てるのに一々許可をもらわなくても手続きする上で全く構わないと思うし、引っかかるのはもしこの条文だけ取ってきたら、それはちょっとおかしいだろうという話になるだろうし、普通の民家は精々2階建てで、普通にそこら辺にあるような家で、一々規制があるからと言って、そこを調査してといたしますか、するつもりですか。</p> <p>事 務 局：いやそれはしないでしょね。</p> <p>D 委員：しないでしょね。</p> <p>事 務 局：それで、届出行為というのはどの範囲というか、どこまで見えたら届出しなければならぬか定かでないで市民の方も困りますよね。これは届出して良いのかそれとも届出しなくても良いのか、そんな判断基準が何かなかったらやはり難しいですよ。そうすると、1つの方法として第29条真ん中辺にリーダー会議で話し合った結果を載せていますけど、あくまでも例えばですが、「何人も眺望ポイントの周辺において建築行為等を行うときは、その価値を尊重し、眺望ポイントから望む眺望景観を維持するように努めなければならない。」というふうに義務みたく定めているというか、こういう方法もありますという事です。届出でなくて、あくまでも皆で維持するよう努力して行きましょうという表現です。</p> <p>会 長：ここのところは、今まで議論が出なかったのですが、要するに届出ではなくて努力義務という事ですね。</p> <p>F 委員：よろしいでしょうか。私はですね、こうして地図を作っているようなお話は、これを施行規則に入れて、我々が眺望ポイントと決めたところを全て地図上で表し、このエリアがそうですよ、というふうには出来ないのでしょうか。</p> <p>事 務 局：先程お話したように、例えば富浦から見える範囲の写真がありますが、これによれば地図上の三角のように眺望ゾーンが想定されます。そうなりますと、三角の先の方で家を建てる人は届出をしなければならなくなるので、実際にはそこまで目に入らないものまで届出をさせるのはどうかと思います。</p> <p>D 委員：物凄く簡単に言えば、これが仮に出来て周知しても、知らない人の方が多いと思うのです。たまたまこの場所だとか富浦だ等と言った時に、早い話、届出をしないで普通に民家を建ててしまうでしょうという事です。それで良いと思うのです。何でそんなところまで考える必要があるのでしょうか。ここで決める事は大事だから、こうですと説明出来るようにしておけば良い事で、ドーム</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>球場のようなとてつもなく大きなものを建てるときは黙っていても色々な決め事があるわけで、その時にこの景観・緑化の事を話す機会もあるでしょうから、普通の民家程度を建てたからといって極端にそこの眺望が悪くなるというのはカムイヌプリの間近位だと思います。</p> <p>会 長： そうだとすると、リーダー会議修正案にあるように、「展望ポイントから望む眺望景観を維持するように努めなければならない。」という事ですので、それだと弱いように思えます。</p> <p>D 委員： だから、先程おっしゃられたように、第29条をちゃんと生かして、ここで規制しています、出来るだけそういうふうにして下さい、という事になるから、これで全然問題ないと思うし、中身はどうなっているのですかという事になったら、これはこういう事を言っていますという事になると思います。例えば、それではこれは抵触しているのではないかと言った時に、自分の土地に自分の家を建てて、それも平屋や2階建てを建てるのに何で一々役所に届出なければならないのか、という面倒な行為が生まれるわけだから、当然そのように言われ、届出もされないとします。</p> <p>事務局： 条例で届け出なければならない、という規制をすれば、それはやはり届出をしてもらわなければならないです。</p> <p>D 委員： それは、届出をするというのを配慮するというように言葉を置き換えて、努力規定とすれば良いと思いますが。</p> <p>会 長： リーダー会議修正案のとおり、第29条の赤字で「維持するように努めなければならない。」として努力目標とすれば良いという事ですね。</p> <p>A 委員： 例えば私が今、新川町から富浦に家を建てたいという場合に、はっきり言ってこの条例が適用されると面倒くさいですね。民家が眺望に及ぼす影響は大した事はないと思います。先程どなたかが言っていたように、やはり相当な面積で周囲の景観に多大な影響を与えるものというのはあると思うのですが、そういうものは、建築のチェックが入るはずですから、それに対してと言うか、面積がある一定基準以上で何階建て以上のものであるという括りで良いように思えます。どこかの自治体の景観条例で、具体的に面積や高さの数値を明記し、それを超えるものについて規制するといった内容のものがあつたと思います。</p> <p>事務局： それに関しては、後で委任条例等のお話の中で出て来ると思うのですが、前にも何回かお話していましたが、今、登別市は景観行政団体になっていないので、北海道が景観行政団体となっていて、北海道の条例の中で様々な届出行為が必要となっています。建築物で言えば、高さが13メートル以上の建築物を建てる時には、北海道に届出なければならないのです。そして、北海道の方でこれは景観に配慮して、適合するかどうかを審査して、その結果を通知するのです。その際には地元の市町村の方が詳しいであろうという事で、市に</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>も照会が来て、そして我々も眺望等を勘案して、問題がある若しくはない、という事を回答する仕組みとなっております。ですから、ただ今、A委員がおっしゃったように、大きな建物については、13メートル以上ですけど北海道の方へ、届出する仕組みとなっている事を伝えたかったのです。</p> <p>D 委員： そうであれば、配慮するといった内容で充分かと思えます。市民のための条例がそこまで細かい事を言って、逆に市民のためにならないようであれば、これはやめた方が良いでしょうと思えます。全部やめてしまう事はないと思えますけど、でも今言ったように手続きを踏まなければならない事が増えるのは大変だから、出来るだけそういう事は避ける事が大事であると思うし、規制すべき建物の高さが決まっているのであれば、そこでチェックされるだろうし、13メートルが規制する高さとの事ですが、それなら11メートルはどうなのか、と言った細かい問題が結局は出て来るわけですから、そこまでやっていたらこれの範疇を超えてしまうと思えます。だから、遠くから見たらこういう綺麗な景色があります、という事を条文に盛り込むという最初の頃の精神でやれば良いので、実際問題こういう問題も出て来るけれども、眺望ポイントから見た規制のエリアはこうですけど、この辺の事は努力して下さい、と言った内容で良いと思えます。</p> <p>E 委員： 今のD委員のお話は大変良く理解出来て、それで先程言われた第29条をもしそのままにすれば、届出行為があるのでこれは現実的に無理であるという事も理解出来ました。それで、第29条を変更するとき、眺望ゾーンの設定がイメージ出来なく、それが原因でゾーンという言葉が省かれているのですけども、元々の黒字で書いてある、「自然・景観遺産を眺望する眺望ポイントから眺望に影響を与える区域内において」のところとオレンジ色で書いてある、「その価値を尊重し、眺望ポイントから望む眺望景観を維持するように努めなければならない。」という最後のフレーズを合体させて、届出は出来ないけど大事にしなければならないという事を明確にして、ポイントとゾーンという言葉は今言われた範囲の中で捉えて良いのではないかと思います。こだわっているのは、眺望ポイントの周辺というふうにゾーンが限定出来ないから、そこだけ限定すると何を言いたいのか分からなくなってしまうのではないかと思います。</p> <p>会 長： 見せたいもののゾーンを決めて、それを守って行きましょう、という文章に改めた方が良いでしょう。その方が届出側もそれを受ける側も双方にとって良い事であるという事ですね。規制を強調するよりも、ここを見せたいという部分を強調した方が良いでしょう。それでよろしいでしょうか。文章としては、素案の前半部分を生かして、最後の方は届出をするという部分はその価値を尊重し維持するよう努めなければならない、と改めるという事ですね。そういう事でよろしいでしょうか。前回の繰り返しで時間も相当経過しましたが、この部分はとても大事であるという事なので、これだけのご意見が出て来たという事なのでしょう。これでようやく前回の会議の内容が確認出来ましたので、第30条に進みたいと思います。第30条（保護樹の保全・移植等）です。「保護樹に対して規則で定める</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>行為を行う者は、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。ただし、国等が行う事業はこの限りではない。」という事に対して、皆さんからご意見を頂いて、リーダー会議でそれを踏まえて意見をまとめましたので読んで行きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出を受けた後の市長の対応について規定されていないので、景観自然遺産と同様の対応を追加記載すべき。 ・規則で定める事項等を定めるときは、審議会の意見を聴くべき。 ・樹木所有者の管理義務なども規定すべき。 <p>という事で、リーダー会議修正案は次のとおり、第13条関連条文の中で整理するという事です。第13条の中に第30条を入れてしまうという事です。それではリーダー会議修正案を読んで行きます。</p> <p>第13条（保護樹の指定等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長は、歴史的由緒ある樹林やランドマークとなるような景観上優れている樹木の保全のために、別に定める基準により保護樹の指定をすることができる。 2 市民等は、保護樹の指定について推進会議に提案することができる。 3 推進会議は、保護樹の指定について市長に求めることができる。 4 市長は、保護樹の指定をするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、その所有者等の同意を得なければならない。 5 市長は、第1項の指定基準を定めるときは、推進会議と協議し審議会の意見を聴かなければならない。 6 市長は、保護樹を指定したときは、公表しなければならない。 7 市長は、枯死、滅失等により保護樹としての価値を失ったときその他特別の理由があると認めるときは、第1項の指定を解除することができる。 8 市長は、保護樹の指定を変更したり、解除したりするときにも、第4項と第6項に定められた手続きをしなければならない。 <p>というのが、リーダー会議でまとめたものです。これについては、全てコンパクトにまとめて行くという事と追加記載した方が良いという事で、皆様から頂いた意見をまとめたという事です。この部分については特に問題はなかったように思うのですが、どうでしょうか。</p> <p>A 委員： 現在、登別市には保護樹と呼ばれるものはあるのでしょうか。</p> <p>会 長： 日本工学院の前にあるミズナラの木がありますね。</p> <p>事務局： そのミズナラの木は、北海道の自然環境の保全に関する別の条例で保護樹に指定されています。</p> <p>会 長： 皆様のご意見を追加した形という事なので、よろしいかと思います。所有している方に対する管理義務も謳っております。個人所有の樹木もあるかもしれませんが。街中とかにも個人所有の樹木があると思います。とりあえず、これで</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>第30条の部分が終わりました。続いて、第3節大規模建築物等の行為等に進みます。第31条(行為の届出)・第32条(届出審査)とありまして、皆様から頂いた意見は資料の青字の部分ですので、まずはこれを読みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第32条は第3項までであるが、第26条には第3項が無くて良いのか。審査基準が変わることがあるとすれば、定める時と変更する時を想定したほうが良い。 ・現在、道が景観行政団体になっているので、道条例、道景観計画により道への届出規定があり、この第31条では道への届出と市への届出が重複する可能性がある。 ・景観行政団体になっている都市は、道への届出は要らず、市だけに届出すれば良いのか。→市だけで良い。 ・北海道の対象となるもの以外を大規模と呼べば良いのか、登別市が景観行政団体になれば良いのか。 ・道との協議により景観行政団体になれる。景観行政団体になって委任条例とすべきか、重複しない内容にして自主条例からスタートして将来的に委任条例に移行すべきかという問題が残っている。自治推進委員会では、最初は自主条例からスタートし、将来的に委任条例に移行していくという考えとしていた。 ・自主条例、委任条例の判断が必要になってきている。もう一度勉強してくるので、再度議論したいと思う。 <p>という事で、行為の届出という事で、自主条例か委任条例にするかというお話がここで出て来たので、これまでの内容を思い出して頂けましたでしょうか。今日お配りした資料の「委任条例と自主条例に関する事」を見て下さい。もう会議終了の時刻ですが、ここは大変重要な部分ですので、今日のところは皆様にポイントを投げ掛ける程度の説明をしたいと思えます。何回も言いますが、聞き慣れない言葉ですので、再度説明させていただきます。この素案を作成した自治推進委員会の考え方とおおり、まずは自主条例としてスタートして後に委任条例に移行して行くべきとの意見が皆様からありました。事務局の方から詳しい説明をして頂けますか。</p> <p>事務局： これまでも何度か説明してきましたが、先程も大きな建物の関係で景観行政団体とか委任条例のお話が多少出てきましたが、とりあえず、この資料に基づき簡単に説明したいと思います。まずは景観行政団体についてですが、景観行政団体は、景観計画の策定や景観計画に伴う措置等景観法全般の行政を担う地方公共団体のことで、指定都市の区域では指定都市が、中核市の区域では中核市が、その他の区域では原則として都道府県が景観行政団体となります。それで、北海道では北海道が景観行政団体となっています。ただし、指定都市又は中核市以外の市町村も、例えば登別市や室蘭市といった市町村も、景観行政を担うことについて都道府県と協議して、景観行政団体になる事は出来ます。委任条例を市で制定しようとした場合には、当然の事なのですが、市が景観行政団体にならないければ、この法に基づく委任条例は制定出来ないわけであり、景観行政団体になりますと、法に基づいた委任条例を制定して、景観計画を策定する事が出来ると言えます。もちろん自主条例を市で制定しようとし</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>た場合には、市が景観行政団体にならなくても条例は制定出来るのですが、この場合はあくまでも景観行政団体は北海道でありまして、道が景観計画で規定している届出対象行為について行為者は道へ届出することになります。先程も言いましたように、例えば13メートル以上の大きな建築物については、こういった事から今は北海道の方に届出て、北海道の方の審査を受ける事になっています。届出対象行為というのは、以前、説明した北海道の景観計画に基づいていますので、この辺については後ほど見て頂きたいと思います。続いて、行為の制限という事で、委任条例では、法で定めている届出対象行為について、追加する行為や除外する行為を条例の中で定めて、それに基づいて、景観計画の中で届出対象行為を定める事になります。届出に係る行為という事で、建築物の新築や増築・改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更等の内、形態意匠については特定届出対象行為として定めている行為ですので、変更を命ずることが出来るとされています。他の行為については、委任条例の場合とはいえ勧告までとなっています。自主条例では、独自に届出対象行為を定めることとなりますが、届出行為に対してはどの行為に対しても、勧告までという事で命令は今のところ出来ないというのが実情です。続きまして、景観行政団体が法に基づいて行うことが出来る主な事項という事で、登別市が景観行政団体となった場合には、このような事が出来るようになるという事です。</p> <p>①景観計画の策定（法第8条） ②景観重要構造物や景観重要樹木の指定 ③景観農業振興地域整備計画の策定 ④景観協議会の設置 ⑤景観協定の認可 ⑥景観整備機構の指定</p> <p>といったような事が法に基づき出来るようになります。それから他に、景観行政団体であるか否かに関わらず指定出来る事項という事で、景観地区の指定というものがあります。これは景観法が出来る前は美観地区と言われていたものですが、特に良好な景観があった場合等に、それを保全するためにそういった地区指定をして、守って行こうという指定です。これについては、都市計画に定めるのですが、建築物の形態意匠の制限とか建築物の高さの最高限度又は最低限度、こういったものを定める事が出来ます。これは結構有効な手段だと思います。それから続きまして、委任条例に定める事が出来る事項という事で、委任条例の中で、景観計画を定める手続に関する事項について、条例で必要な規定を定めることが出来ます。例えば、景観計画を定めるときには景観・みどり審議会の意見を聞かなければならない、とかそういった審議会の事について条例の中で定める事が出来ます。それから、景観計画の策定等を提案できる団体として、NPO法人等に準ずる団体を条例で定めることが出来ます。その他には、景観計画区域内の届出対象行為を条例で追加することや景観計画区域内の届出の適用除外行為を条例で追加すること更に届出対象行為のうち、変更命令を行うことの出来る行為を「特定届出対象行為」として条例で定めること、等が出来るようになります。いずれにしましても、委任条例に基づく景観</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>計画において必要となる届出行為を設定して、審査基準等に適合するか否かを判断する事になるので、こういった届出行為の設定、それから審査基準・景観形成の基準、そういったものを盛り込んだ景観計画を策定するといった事が、景観行政団体となった場合には出来るようになります。これまでも同じような説明をして来ましたが、大体こういった事なのですけれどもよろしいでしょうか。</p> <p>会 長： もう少し分かり易く、短く、良い点、悪い点についてご説明願いますか。</p> <p>事 務 局： 良い点・悪い点というか、先程もお話があったように、例えば今、北海道条例では13メートル以上の建築物を届出行為の対象としていますけれども、登別市が景観行政団体になった場合には、例えばそれを10メートル以上とかに独自の基準で届出行為を設定する事が出来るようになります。それに基づいて審査する事も市の方で出来ます。ただ、それまでに行き着くにはやはりその設定をどうでしょうか、そういった事が難しい部分になってくるものと思います。また、そういった事もあって、自治推進委員会が策定した素案では自主条例からスタートして、それから景観について更に勉強して、そして最終的には委任条例へ移行して行けば良いのではないかと、というお話をしていたと聞いております。</p> <p>会 長： G委員からも、最初の方の会議でいつまでも何もない状態としないで、少しでも早く景観条例を策定すべきであるというご意見を頂いていたと思います。この市民会議を始めてから既に1年3ヶ月が経過しており、この状況では最終的な結論は年明けとなる見込みだと思えます。我々がやろうとしている事が広く市民の中に浸透し、意識が高まってから規制して行くのであれば良いのですが、まだ市民の皆様に認識してもらえていない段階ですので、そういうふうに段階を踏んで行くべきでないかという事だと思いますが、皆さんどうでしょうか。</p> <p>C 委 員： やはり大変難しいですね。誰かが法律は常識だと言っておりましたが、この会議でそれを実感するお話を随分聞かせて頂きました。</p> <p>会 長： F委員は両方に携わっていて、相当な時間を費やしたと思いますが、どうでしょうか。</p> <p>F 委 員： 今、盛んに新たな勉強をさせてもらっている感じです。事務局にお聞きしたいのですが、景観行政団体にならなくても、景観地区の指定は出来る事という事ですか。</p> <p>事 務 局： そうですね。</p> <p>F 委 員： 景観計画というものは、現在、北海道が策定したものが、適用されているという事ですね。</p> <p>事 務 局： そういう事になります。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>F 委員： 委任条例では、形態意匠だけは変更命令出来るのですよね。他は勧告は出来るけど変更はさせられないということですね。</p> <p>事務局： そうですね。個人の財産権等の問題等から、このような事になっていると思います。</p> <p>F 委員： そういう事でありますので、今やっている事を進めていけばよろしいのではないのでしょうか。</p> <p>会 長： この素案があつて、それを様々な団体の皆様に集まって頂き、ご意見を伺いまして、意識を共有しながら皆様の所属する団体のご意見を集約するだけでこれだけの時間がかかり、更に深めて行くという事も必要なものでしょうし、今ここにおられる代表の方と言いますか意識のある方でもこれだけの時間が掛かっておりますので、先程もお話がありましたとおり、制限する事ではなくて広く市民に意識してもらう事だとすると、まず一番初めの段階では自主条例という選択になるという事でしょうか。それから時間を掛けて、市民の皆様の意識を高めて行き、最終的には委任条例を目指すという事になるのかと思います。</p> <p>G 委員： まず言いたいのは、拙速と言われても構わないので早急に進めて頂きたいという事です。間違っていた事があれば、途中で直して行けば良い事ですから、まずはスタートさせる方を優先して頂きたいと思います。それから、基本的には禁止するのではなくて奨励するという方向で、条例を策定して頂きたいと思います。更に、少々間違いがあつても早くやって頂きたいと思いますから、重大な間違いがなければ、まずはスタートして頂き、途中で間違いが判明すればその都度直して行く、という事にすれば良いのではないかと思います。</p> <p>会 長： 皆さんいかがでしょうか。あまり難しくしてしまうと次に進めないと思い、中身の文章については皆様が理解しやすい・分かり易い内容からスタートして行きたいという思いがあります。</p> <p>E 委員： 委任条例の判断について言えば、現段階でそこまで踏み込んで詳細に話を詰める事には難しさがあると思いますので、今の流れで策定して行く方が良いかと思ひます。</p> <p>A 委員： 先にやっている方は様々な経緯等が頭に入っていて、まどろっこしい想いをされていると思います。けども、私達にしてみればこれは初めて事なのです。叩き台を作ってくれたおかげで、これを揉む事が出来てるわけで、時間は掛かるかもしれませんが、皆様とのこういったやり取りが大変重要だと思ひています。そういう事ですので、もう少々辛抱して頂きたいと思ひます。条例について、私はまだお話を詰める事が出来ていないと思うので、とりあえず自主条例でも良いと思ひます。でも、勧告だと弱いなという思ひはあります。</p> <p>C 委員： いつまでという制限は特にないのですね。</p> <p>事務局： 当初の予定では、今年の3月に市へ提言をして頂く事となつており、平成2</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>4年度中の条例制定を目指す事となっております。</p> <p>会 長： これから更に法委任条例にまで持って行くとする、景観計画等の策定に向けてもっと勉強したりしなければならないので、どの程度の時間が必要となるでしょうか。やってみないと分かりませんが、1年では済まないでしょう。自主条例が施行されてから委任条例に移行するには、手順を踏めば良いのですが、先程の素案から言うと、今度はそれほど困難な事ではないような気がします。</p> <p>事 務 局： そうですね、今ある北海道内の市町村が制定している委任条例のほとんどは元々自主条例を制定していて、景観法制定とともに委任条例へと移行したものです。</p> <p>会 長： 市民の皆さんが意識を高めながら、という事を考えると導入口としては、入りやすいところからスタートして行き、意識が高まってきたら段階を踏んで最後に委任条例としてゆく方が良いのではと思います。</p> <p>C 委 員： 最後のイメージはそれで良いと思います。スタートの時が問題ですね。</p> <p>E 委 員： 仮に景観計画を策定となった場合に、例えば北海道で策定したものをモデルにして、中身を一つずつ検討するという事になるのでしょうか。もしそうなるとすれば、時間的にも、専門知識的としても不十分なものになるのではないかなと言うか、思いはあるのだけれども、読み切れるかどうかというところはすごく大変な事になるのではないかなというふうに、北海道の景観計画を見て思っていたところです。</p> <p>事 務 局： そうですね、やり方としては、北海道や既に策定している他の市町村の景観計画を参考にしながら、登別市独自のものを策定して行くという方法があるのかと思います。やはり何か参考となるものがなく、何も無い状態からやって行くのは難しい事だと思います。</p> <p>E 委 員： それにしても、その内容を読み切れるのかどうかという事ですね。例えば一般的に建築物の高さが13メートルだったら12メートルにしたらどうでしょうか、という意見は出せますけど、何にも基づかないでそういう意見を言うて良いのかという恐れを感じます。</p> <p>会 長： 時間の方も相当過ぎており、結論の出た事も多数あり、前回会議の分も重複しており、今回のところが最大のポイントであります。議事録を作成して、次回はこのお話から始める事としたいと思います。年内にもう1回、出来れば2回開催したいと思います。貴重なお時間をありがとうございました。これで第16回市民会議を終了します。</p>
-----------------------	---